

質問に対する回答について

(工事名) 東北自動車道 平川橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	質問回答
1	特記仕様書（P58）”22-31-3設計（3）設計の内容”に記載の”床版取替に伴う桁の設計照査”には桁の補強設計および合成桁としての設計は含まれないものと考えてよいでしょうか。	桁の補強設計及び合成桁としての設計は含みません。
2	特記仕様書（P58）”22-31-3設計（3）設計の内容”には”渡り線の設計”的記載がありません。また特記仕様書（P9）”10-2 関連工事との作業区分”的記載では渡り線の施工は別工事である”青森管内舗装補修工事”に含まれています。渡り線の設計は含まれないものと考えてよいでしょうか。	渡り線の設計は含みません。
3	特記仕様書（P58）”22-31-3設計（3）設計の内容”に記載の”詳細設計Bの設計区分”はEとなっていますが、”調査等共通仕様書5-7-6「類似構造物の取扱いによる設計区分」”に記載のEは”構造計算は行わない”であり、特記に記載の作業内容”区分Aの設計計算の大部分を準用する”と一致しません。詳細設計Bの設計区分は構造計算は行わないEと大部分を準用するDのどちらでしょうか。	詳細設計Bの設計区分はEとなります。設計区分は調査等共通仕様書5-7-6「類似構造物の取扱いによる設計区分」によります。
4	特記仕様書（P60）”23-1設計図書の変更及び追加について”に”（17）平川橋の支承の詳細設計”がありますが、今回発注の詳細設計内容に支承取替が含まれないため動的解析についても含まれないものと考えてよいでしょうか。	動的解析は含みません。
5	特記仕様書（P38）プレキャストPC床版製作工では、「工事用敷地までの運搬、荷卸、養生等」の内容が記載されております。一方、発注図の参考図（5/29, 11/29）に工事用敷地（阿闍羅PA）に新設PC床版を仮組していると思われる図があります。本項目において、仮組費用（仮組や支保工等）を計上すると考えてよろしいでしょうか。	工事用敷地において新設PC床版の仮組は考えていません。新設PC床版は仮置きを想定しています。新設PC床版が並べられているのは、すべての床版を並べることもできる工事用敷地を有していることを示しています。貴社の施工計画に基づき新設PC床版の仮組が必要とされる場合は、費用の計上をお願いします。
6	特記仕様書（P42）プレキャスト壁高欄工では、プレキャスト壁高欄の製作、積込、運搬、荷卸、養生、プレキャストPC床版との接続等の内容が記載されております。一方、発注図の上り線（4/48, 6/48）及び下り線（4/48, 6/48）では、プレキャストPC床版に壁高欄埋込み筋の記載があります。壁高欄埋込み筋は誤記と考えてよろしいでしょうか。	壁高欄埋込み筋はプレキャストPC床版製作工への費用の計上をお願いします。ただし、詳細設計において壁高欄と床版との接続部分が変更となった場合は設計変更の対象となります。
7	プレキャスト壁高欄工の項目では、プレキャストPC床版を工事用敷地で仮組した上で、地覆部を場所打ちする費用と、現場にてその上部にプレキャスト壁高欄を設置する費用として計上してもよろしいでしょうか。または、地覆部及びその上の壁高欄ともにプレキャストではなく、場所打ちする費用として計上してもよろしいでしょうか。さらに、どちらについても問詰め部においては、現場施工となるためその費用も計上となります。	この工事では、設計図（上り線12/48, 下り線12/48）に示すとおり、地覆部およびその上の壁高欄はプレキャスト壁高欄としています。設計図書に基づき、貴社が計画するプレキャスト壁高欄としての費用の計上をお願いします。
8	中央分離帯ガードケーブルについて、ガードケーブルの端末支柱の設置作業は、中央分離帯規制時と対面通行規制時のどちらで設置を考えておりますでしょうか。ご教示ください。	ガードケーブル端末支柱の設置は「交通安全施設工」となるため、特記仕様書「22-11 交通規制」より対面通行規制での設置となります。